

WLB通信 ~R2年10月号 院内報 第1報~

今回は就業規則についてです。

就業規則は1階事務室、3階連携室、看護部長室に1冊ずつ置いてあります。

1.年休取得用紙について

平成28年1月から年休届用紙を廃止し、「年休管理用紙」を個人に配布しています。

出勤簿の近くに緑色の年休管理用紙綴りを配置しています。

取得前にできるだけ記入してください。

仕事と介護の両立支援について、

休業、短時間勤務等の規定があります。

なかでも、介護休暇、子の看護休暇については、

次のように規定されています。



利用したい方は、**所属長**に申し出をし、

[子の看護休暇・介護休暇]申出書の記入を行ってください。

当日、電話などで申し出た場合には、

出勤後すみやかに提出してください。

申出書は連携室にあります。

| | 介護休暇 | 子の看護休暇 |
|-----------|--|--|
| 取得可能日数 | 要介護者1人につき年5日の介護休暇。 2人以上なら10日  | 小学校就学前の子ども1人につき年5日。 小学校就前の子どもが2人以上なら10日。 |
| 休みの単位 | 1日単位、または半日単位 | 1日単位、または半日単位 |
| 給与 | この時間は支給しない。 ただし賞与、定期昇給、退職金の算定にあたっては通常の勤務をしたこととみなす。 | この時間は支給しない。 ただし賞与、定期昇給、退職金の算定にあたっては通常の勤務をしたこととみなす。 |
| 対象とならない職員 | (1) 入職6か月未満の職員 (2) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員。 | (1) 入職6か月未満の職員 (2) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員。  |

ただし、**要件を満たす必要があります。**

詳しくは就業規則をご確認ください。

就業規則には、職員の労働時間、休憩時間や休暇、給与等について規定されています。

病院の状況の変更(なんばえん、なんばの森の閉所等)により、徐々に見直しを行っています。

興味がある方は、ぜひ御一読下さい。